

6 固定資産税

(1) 調定状況及び平均課税額（現年課税分）

区分 年度	課税標準額（千円）				調定	
	土地	家屋	償却資産	計	土地	家屋
25年度	552,596,969	429,879,139	99,214,568	1,081,690,676	7,672,395,700	5,691,383,700
26年度	565,096,711	448,440,066	98,876,965	1,112,413,742	7,851,636,300	5,997,161,900
27年度	577,180,956	442,884,429	99,012,543	1,119,077,928	8,012,179,800	5,898,606,800
28年度	576,663,667	462,148,385	97,874,700	1,136,686,752	8,014,673,100	6,069,304,100
29年度	573,631,899	476,563,860	100,101,563	1,150,297,322	7,964,517,400	6,218,549,900
30年度	586,060,681	481,132,410	107,587,414	1,174,780,505	8,150,432,200	6,327,725,000

(2) 国有資産等所在市町村交付金

区分 年度	交付金調定額（千円）		
	国有資産分	公有資産分	計
25年度	45,861	920,178	966,039
26年度	43,588	926,759	970,347
27年度	40,150	890,662	930,812
28年度	38,338	928,418	966,756
29年度	36,663	914,379	951,042
30年度	35,523	903,172	938,695
令和元年度	34,149	934,381	968,530

(3) 年度別による土地の評価状況

年度 項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
地積(㎡)	12,071,991	12,067,198	12,064,791	12,039,875	12,021,901	12,006,074	11,973,788
筆数(筆)	68,130	68,402	68,779	69,027	69,479	69,850	70,207
総評価額(千円)	1,933,557,281	1,934,830,716	1,964,167,977	1,967,725,235	1,971,306,847	2,058,217,861	2,059,644,988

額 (円)		人口数 (人)	世帯数 (世帯)	納 税 義務者数 (人)	平均課税 (円)		
償却資産	計				人口1人当 たり課税額	1世帯当 たり課税額	納税義務者 1人当 たり課税額
1,385,808,100	14,749,587,500	223,163	109,904	64,379	66,093	134,204	229,106
1,380,079,900	15,228,878,100	223,691	110,610	64,963	68,080	137,681	234,424
1,381,406,800	15,292,193,400	224,191	111,273	65,687	68,211	137,430	232,804
1,366,033,600	15,450,010,800	226,413	112,992	67,189	68,238	136,735	229,949
1,398,039,400	15,581,106,700	229,886	115,223	68,351	67,778	135,226	227,957
1,503,526,000	15,981,683,200	232,473	117,099	69,039	68,746	136,480	231,488

(4) 令和元年度 地目別による土地の評価状況

項目		地 積 (㎡)	総評価額 (千円)	筆 数 (筆)	平方メートル当たり 最高評価 (円)
地 目					
田 畑	一般田	78,784	10,179	187	129
	市街化区域田等	4,565	687,050	22	237,200
	一般畑	1,086,040	152,696	2,070	141
	市街化区域畑等	168,453	27,974,877	617	284,400
宅 地		10,228,446	1,983,087,383	65,972	1,029,000
山 林		23,851	1,459,331	82	102,100
雑種地		383,649	46,273,472	1,257	395,387
合 計		11,973,788	2,059,644,988	70,207	

(5) 構造別による家屋の評価状況

項目		年度						
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
木造家屋	棟数 (棟)	33,254	33,582	33,854	34,205	34,634	34,966	35,285
	床面積 (㎡)	3,500,892	3,515,962	3,544,593	3,573,258	3,614,768	3,649,596	3,676,848
	評価総価額 (千円)	99,195,810	103,012,029	100,536,316	105,709,841	111,525,414	108,978,471	114,454,261
非木造家屋	棟数 (棟)	9,013	9,043	9,149	9,212	9,294	9,360	9,414
	床面積 (㎡)	5,488,188	5,475,553	5,558,287	5,653,724	5,724,532	5,764,525	5,814,093
	評価総価額 (千円)	330,260,256	333,356,113	342,937,785	356,009,118	365,241,943	367,749,063	375,713,023
合計	棟数 (棟)	42,267	42,625	43,003	43,417	43,928	44,326	44,699
	床面積 (㎡)	8,989,080	8,991,515	9,102,880	9,226,982	9,339,300	9,414,121	9,490,941
	評価総価額 (千円)	429,456,066	436,368,142	443,474,101	461,718,959	476,767,357	476,727,534	490,167,284

(6) 償却資産の評価状況

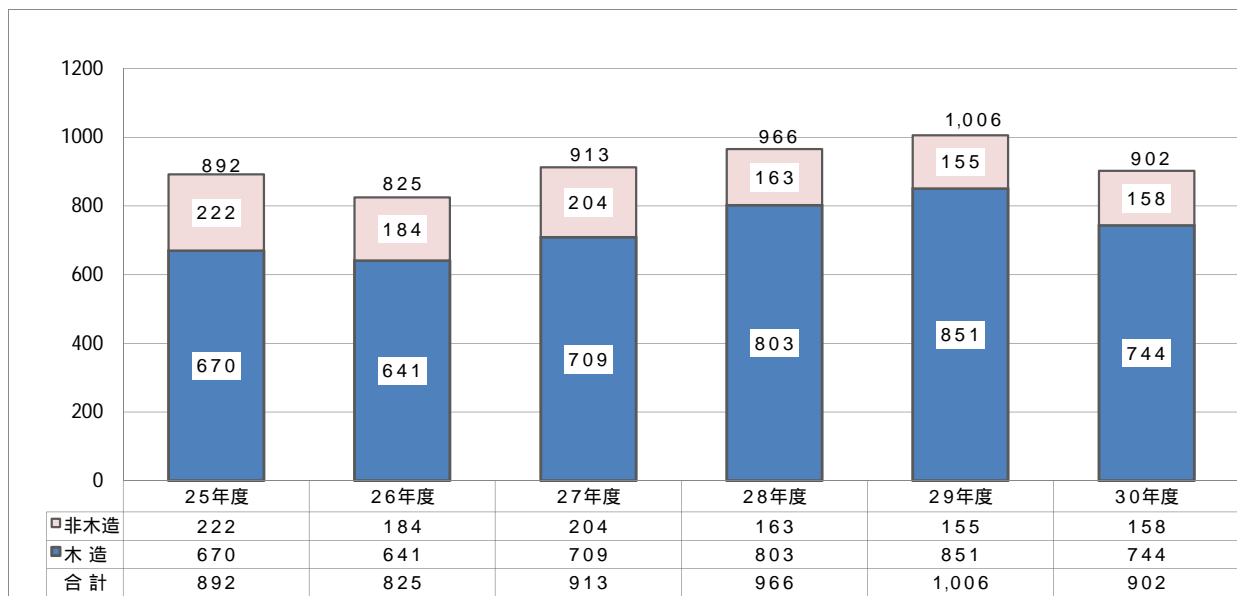
(単位：千円)

項目		年度						
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
構築物		21,758,137	23,217,310	23,124,056	23,615,314	24,693,612	29,750,216	29,885,971
機械及び装置		11,718,509	14,013,828	14,184,420	14,080,306	14,518,953	14,065,071	13,205,814
船舶		0	0	252	181	131	94	68
航空機		202,202	322,916	471,848	392,720	295,637	374,281	1,155,592
車両及び運搬具		55,691	77,617	79,174	97,096	113,964	86,330	87,208
工具機具及び備品		19,535,530	19,340,130	19,890,717	19,701,896	21,056,635	22,476,296	20,242,246
小計		53,270,069	56,971,801	57,750,467	57,887,513	60,678,932	66,752,288	64,576,899
法第389条関係 格を決定したもの		44,465,863	43,098,857	41,416,183	40,508,043	40,054,556	40,601,093	39,322,651
法第389条関係 道府県知事が価格 を決定したもの		333,219	257,540	474,629	362,164	277,854	548,115	419,943
合計		98,069,151	100,328,198	99,641,279	98,757,720	101,011,342	107,901,496	104,319,493

(7) 新築家屋の推移状況

新築家屋の棟数の推移

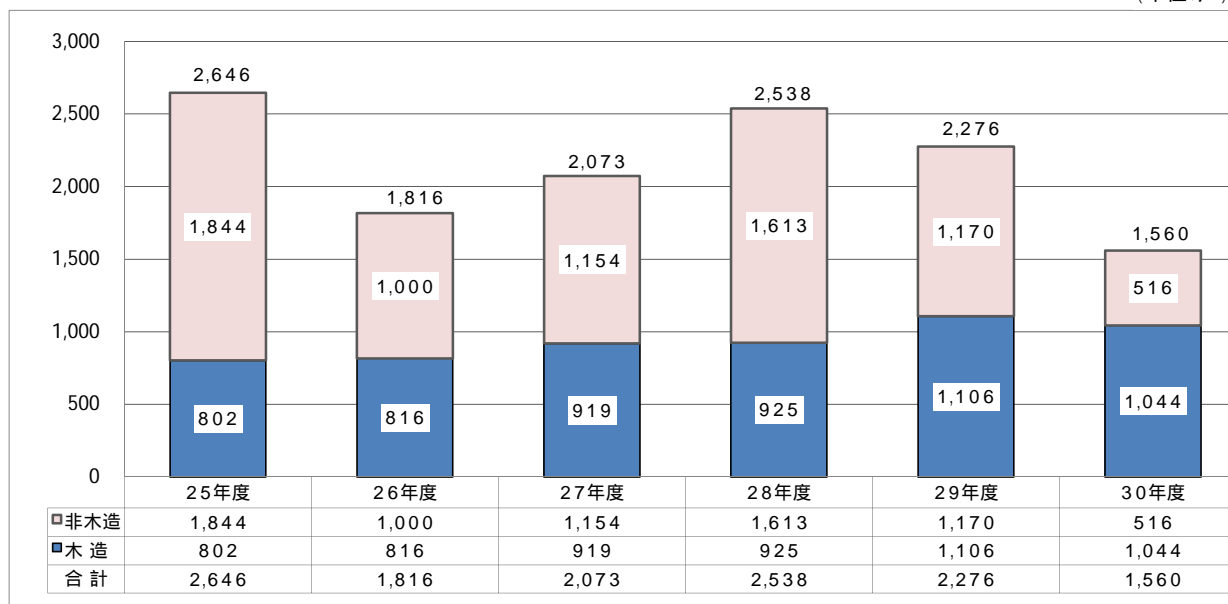
(単位:棟)



資料 数値は固定資産概要調書による

新築住宅（専用住宅・共同住宅等）における戸数の推移

(単位:戸)



資料 数値は固定資産概要調書による

注 新築された住宅が構造上何戸住めるかについての積算であり、実際に何世帯住んでいるかについての積算ではありません。
(例: マンションの売れていない一室も1戸としてカウントします。)

7 軽自動車税

軽自動車税の課税状況（現年課税分）

種 別		24 年 度		25 年 度		26 年 度		
		台 数	調 定 額	台 数	調 定 額	台 数	調 定 額	
原 動 機 付 自 転 車	一 種	7,225	7,225,000	6,940	6,940,000	6,719	6,719,000	
	二 種 (乙)	702	842,400	643	771,600	617	740,400	
	二 種 (甲)	2,303	3,684,800	2,426	3,883,200	2,557	4,091,200	
	ミ 二 力 一	117	292,500	116	290,000	131	327,500	
	小 計	10,347	12,044,700	10,125	11,884,800	10,024	11,878,100	
軽 自 動 車	二 輪	3,139	7,533,600	3,040	7,296,000	2,976	7,142,400	
	三 輪	0	0	0	0	0	0	
	四 輪	乗 営 業 用	0	0	0	0	0	0
		用 自 家 用	5,493	39,549,600	5,692	40,982,400	6,100	43,920,000
		貨 営 業 用	418	1,254,000	399	1,197,000	385	1,155,000
		物 自 家 用	3,939	15,756,000	3,863	15,452,000	3,809	15,236,000
小 計	12,989	64,093,200	12,994	64,927,400	13,270	67,453,400		
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	128	204,800	138	220,800	142	227,200	
	そ の 他	94	441,800	89	418,300	83	390,100	
二輪小型自動車		2,471	9,884,000	2,385	9,540,000	2,352	9,408,000	
合 計		26,029	86,668,500	25,731	86,991,300	25,871	89,356,800	

(単位：台・円)

27 年 度		28 年 度		29 年 度		30 年 度	
台 数	調 定 額	台 数	調 定 額	台 数	調 定 額	台 数	調 定 額
6,482	6,482,000	6,128	12,256,000	5,804	11,608,000	5,618	11,236,000
584	700,800	557	1,114,000	519	1,038,000	493	986,000
2,619	4,190,400	2,614	6,273,600	2,681	6,434,400	2,724	6,537,600
148	370,000	174	643,800	179	662,300	189	699,300
9,833	11,743,200	9,473	20,287,400	9,183	19,742,700	9,024	19,458,900
2,891	6,938,400	2,813	10,126,800	2,745	9,882,000	2,710	9,756,000
0	0	1	4,600	2	9,200	2	9,200
0	0	0	0	0	0	0	0
6,493	46,749,600	6,641	54,557,100	6,832	58,845,600	6,914	62,148,600
418	1,254,000	432	1,414,200	418	1,398,800	446	1,522,100
3,752	15,008,000	3,669	16,400,800	3,620	16,557,400	3,550	16,685,200
13,554	69,950,000	13,556	82,503,500	13,617	86,693,000	13,622	90,121,100
142	227,200	142	340,800	140	336,000	143	343,200
84	394,800	79	466,100	77	454,300	80	472,000
2,320	9,280,000	2,277	13,662,000	2,313	13,878,000	2,316	13,896,000
25,933	91,595,200	25,527	117,259,800	25,330	121,104,000	25,185	124,291,200

8 市たばこ税

(1) 調定状況等

区分 年度	税率 *1,000本につき (旧三級品)	調定額				課税標準額の算定基礎	
		年間調定額 (千円)	1か月平均額 (千円)	対前年度増減額 (千円)	対前年度増減率 (%)	年間売上本数 (千本)	対前年度増減率 (%)
24年度	4,618円	1,319,838	109,987	41,378	3.0	291,538	2.7
	(2,190円)						
25年度	5,262円 (4/1以降 5,262円)	1,415,104	117,925	95,266	7.2	277,674	4.8
	(2,495円) (4/1以降 2,495円)						
26年度	5,262円	1,375,165	114,597	39,939	2.8	267,419	3.7
	(2,495円)						
27年度	5,262円	1,353,091	112,758	22,074	1.6	263,230	1.6
	(2,495円)						
28年度	5,262円	1,295,932	107,994	57,159	4.2	251,121	4.6
	(2,925円) (4/1以降 2,925円)						
29年度	5,262円	1,229,790	102,483	66,142	5.1	236,936	5.6
	(3,355円) (4/1以降 3,355円)						
30年度	5,262円 (10/1以降 5,692円)	1,216,140	101,345	13,650	1.1	225,089	5.0
	(4,000円) (4/1以降 4,000円)						

注 平成25年度、平成28年度及び平成29年度は4月1日に、平成30年度は4月と10月に税率の改正がありました。

(2) 市たばこ税月別調定額

(単位：千円)

年度 月別	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
4月	113,898	105,808	155,074	110,028	117,253	112,394	100,201
5月	109,451	115,800	81,306	114,165	102,831	98,619	99,196
6月	115,690	130,460	113,400	115,526	110,662	112,584	100,343
7月	112,395	113,411	112,393	113,094	111,425	107,544	98,791
8月	114,810	129,958	121,184	126,554	111,596	105,185	100,635
9月	119,667	123,123	116,027	112,613	116,316	104,077	106,318
10月	104,227	119,087	115,246	113,245	110,352	103,732	131,021
11月	118,472	120,235	123,581	115,297	108,932	99,507	86,479
12月	107,916	114,652	105,241	108,814	103,190	98,318	97,212
1月	114,319	120,174	124,931	116,491	111,697	106,236	106,561
2月	95,684	113,950	103,805	102,353	96,830	93,486	95,689
3月	93,309	108,446	102,977	104,911	94,848	88,108	93,694
合計	1,319,838	1,415,104	1,375,165	1,353,091	1,295,932	1,229,790	1,216,140

9 特別土地保有税

平成15年度改正により課税停止となっています。

10 入湯税

調定状況等

区分 年度	入湯客数 (人)	調定額 (円)	税率 (円)	前年比 (%)
25年度	12,974	1,946,100	150	81.4
26年度	0	0	150	0.0
27年度	0	0	150	-
28年度	0	0	150	-
29年度	0	0	150	-
30年度	0	0	150	-

11 都市計画税

調定額及び平均課税額

区分 年度	課税標準額			調定額			納税義務者数 (人)	納税義務者 1人当たり (円)
	土地 (千円)	家屋 (千円)	計 (千円)	土地 (円)	家屋 (円)	計 (円)		
25年度	824,030,738	429,656,680	1,253,687,418	2,043,941,300	1,063,598,400	3,107,539,700	62,552	49,679
26年度	838,957,759	448,217,607	1,287,175,366	2,082,051,400	1,109,894,500	3,191,945,900	63,069	50,610
27年度	851,333,792	442,662,360	1,293,996,152	2,111,291,500	1,095,934,000	3,207,225,500	63,685	50,361
28年度	851,040,675	462,102,087	1,313,142,762	2,112,321,700	1,144,638,200	3,256,959,900	65,096	50,033
29年度	849,194,580	476,517,562	1,325,712,142	2,106,510,000	1,180,594,500	3,287,104,500	66,188	49,663
30年度	870,985,429	481,085,696	1,352,071,125	2,076,429,300	1,144,352,300	3,220,781,600	66,709	48,281

12 収 納

(1) 市税収納状況(調定に対する収納率)

(各月末調定に対する収納率：%)

年度	月 区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	決算
		25年度	現年	5.1	11.0	30.3	38.4	49.6	56.9	60.5	65.0	69.9	80.9	86.1	96.1
	滞納繰越	2.5	4.8	6.4	10.4	12.1	14.9	17.6	20.2	22.9	25.4	27.8	30.5	30.5	30.5
	合計	4.5	10.8	29.3	37.3	48.1	55.2	58.8	63.3	68.1	78.7	83.9	93.8	96.5	96.6
26年度	現年	5.8	10.7	31.8	39.4	50.3	58.3	61.8	66.0	71.1	80.7	85.9	96.3	98.9	99.1
	滞納繰越	3.6	6.5	9.5	13.9	17.0	20.7	23.7	26.3	29.1	31.5	35.3	37.4	37.4	37.4
	合計	5.4	10.6	31.0	38.6	49.2	57.2	60.6	64.8	69.8	79.3	84.4	94.7	97.2	97.4
27年度	現年	4.5	10.4	31.5	39.0	50.5	57.8	60.9	66.0	70.4	80.8	86.3	96.4	98.9	99.0
	滞納繰越	3.8	7.4	11.7	16.3	18.5	22.2	25.8	28.9	32.5	35.1	38.6	41.9	41.9	41.9
	合計	4.4	10.3	31.0	38.4	49.7	56.9	60.1	65.1	69.5	79.7	85.1	95.2	97.6	97.8
28年度	現年	2.2	10.6	31.0	37.9	49.9	57.8	61.3	66.1	70.5	81.2	86.4	96.0	98.8	99.0
	滞納繰越	4.4	9.0	10.8	15.4	19.3	23.4	27.3	30.9	33.7	37.0	39.4	42.7	42.7	42.7
	合計	2.5	10.6	30.5	37.4	49.2	57.1	60.6	65.3	69.8	80.3	85.4	94.9	99.2	97.8
29年度	現年	2.4	12.1	32.0	39.2	50.7	57.2	60.9	65.7	70.6	81.3	86.4	96.0	99.2	99.3
	滞納繰越	3.9	8.5	9.7	14.6	19.2	22.6	26.6	31.1	35.2	38.0	42.2	44.9	44.9	44.9
	合計	2.6	12.1	31.5	38.7	50.0	56.5	60.2	65.0	69.9	80.4	85.6	95.1	98.2	98.3
30年度	現年	2.5	11.9	32.3	39.8	51.2	56.2	60.3	65.1	70.0	81.1	86.3	96.0	99.2	99.3
	滞納繰越	3.5	7.0	10.3	15.3	19.7	23.2	26.9	30.2	34.0	36.7	39.2	42.0	42.0	42.0
	合計	2.6	11.9	31.9	39.4	50.6	55.7	59.7	64.5	69.5	80.4	85.5	95.1	98.3	98.4

(2) 市税還付及び充当状況

年度	歳 入				歳 出			
	還 付		充 当		還 付		充 当	
	件 数	金 額(円)	件 数	金 額(円)	件 数	金 額(円)	件 数	金 額(円)
25年度	4,177	85,278,142	1,231	422,825,488	3,347	129,552,833	433	7,914,511
26年度	4,694	212,667,167	1,361	568,794,020	3,312	104,886,089	607	7,839,875
27年度	4,941	176,061,378	1,315	432,508,913	3,637	165,677,398	664	12,735,540
28年度	4,254	102,058,601	1,420	442,190,881	3,596	83,398,530	301	10,176,434
29年度	4,446	113,903,200	1,399	745,333,657	3,961	148,485,378	353	10,796,101
30年度	4,717	123,611,883	1,390	1,074,949,161	3,721	118,503,856	648	14,142,458

(3) 督促状送付件数

年度	個人市都民税 (普通徴収) (件)	個人市都民税 (特別徴収) (件)	法人市民税 (件)	固定資産税・ 都市計画税 (件)	軽自動車税 (件)
25年度	39,682	4,895	449	20,793	4,476
26年度	39,227	4,658	413	21,801	4,717
27年度	36,630	4,994	395	21,002	4,230
28年度	33,193	5,802	425	21,240	3,860
29年度	28,258	6,869	341	20,738	3,577
30年度	28,566	7,138	406	19,298	3,611

(4) 口座振替による納付状況

年度	個人市都民税(普通徴収)				固定資産税・都市計画税			
	調定額 A (千円)	納付額 B (千円)	納付件数 (件)	納付率 B/A (%)	調定額 C (千円)	納付額 D (千円)	納付件数 (件)	納付率 D/C (%)
25年度	8,630,848	3,432,268	41,370	39.8	17,857,127	7,951,838	133,885	44.5
26年度	8,857,630	3,621,652	41,404	40.9	18,420,824	8,221,049	136,156	44.6
27年度	8,641,089	3,613,151	40,207	41.8	18,499,419	8,384,015	138,249	45.3
28年度	8,703,630	3,697,468	38,943	42.5	18,706,971	8,622,686	140,977	46.1
29年度	8,065,649	3,359,113	33,855	41.6	18,868,211	8,751,583	143,660	46.4
30年度	7,861,496	3,278,573	34,634	41.7	19,202,467	8,870,341	146,208	46.2

注 金額は表示単位未満を四捨五入

13 滞納処分等

(1) 不納欠損処分・滞納処分執行停止（即消滅分を含む。）

区分 年度	不 納 欠 損		滞 納 処 分 執 行 停 止	
	件 数	金 額 (円)	件 数	金 額 (円)
23年度	6,374	138,596,400	3,995	140,460,888
24年度	7,135	154,349,489	2,439	69,461,101
25年度	10,307	235,661,190	4,845	140,496,285
26年度	8,847	206,342,292	2,929	88,016,494
27年度	6,472	113,232,375	2,128	45,005,369
28年度	6,048	121,903,330	3,183	81,404,666
29年度	4,331	76,195,777	2,346	56,964,967
30年度	3,386	189,852,594	1,443	167,124,344

(2) 差押処分実績

区分 年度	差 押		公 売 に よ る 充 当	
	件 数	金 額 (円)	件 数	金 額 (円)
23年度	474	300,507,647	0	0
24年度	591	594,018,918	2	442,000
25年度	688	342,301,558	1	501,031
26年度	823	275,577,257	0	0
27年度	798	321,808,603	1	5,520
28年度	855	461,652,021	2	123,200
29年度	680	230,449,042	0	0
30年度	679	450,570,879	0	0

(3) 滞納件数・滞納繰越調定額

区分 年度	件 数	滞納繰越調定額 (円)
23年度	15,197	1,728,258,830
24年度	15,346	1,723,677,399
25年度	14,292	1,613,197,807
26年度	13,820	1,325,736,329
27年度	12,571	1,046,994,852
28年度	11,488	937,379,492
29年度	10,052	869,734,922
30年度	9,475	722,365,925

14 納税貯蓄組合

納税貯蓄組合の設立状況

(単位：組合・人)

区分 年度	地域組合		業種別組合		職域組合		総数	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
23年度	3	40	1	15	0	0	4	55
24年度	3	40	1	15	0	0	4	55
25年度	3	40	1	15	0	0	4	55
26年度	3	40	1	15	0	0	4	55
27年度	3	40	1	15	0	0	4	55
28年度	3	40	1	15	0	0	4	55
29年度	3	40	1	15	0	0	4	55
30年度	3	40	1	15	0	0	4	55

注 納税貯蓄組合とは、納税貯蓄組合法に基づき、納税資金の貯蓄を目的として個人又は法人が一定の地域、職域又は勤務先を単位として任意に組織される組合及びその連合体で、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たもの。

15 平成30年度税務関係諸証明書の発行状況

(1) 市民税課

区 分	総 件 数						本 庁					
	平成30年度	平成29年度	前年対比 (%)	平成30年度件数内訳			平成30年度	平成29年度	前年対比 (%)	平成30年度件数内訳		
				窓 口	自 動 交付機	電 話 予 約				窓 口	自 動 交付機	電 話 予 約
課 税 証 明 書	20,445	26,444	77.31	18,302	1,900	243	16,639	21,939	75.84	14,840	1,556	243
非 課 税 証 明 書	16,318	19,516	83.61	15,171	1,041	106	11,958	14,807	80.76	11,084	768	106
所 得 証 明 書	4,975	5,864	84.84	4,185	733	57	3,984	4,743	84.00	3,293	634	57
法 人 関 係 証 明	13	6	216.67	13	0	0	13	6	216.67	13	0	0
(有 料 証 明 書 小 計)	41,751	51,830	80.55	37,671	3,674	406	32,594	41,495	78.55	29,230	2,958	406
証 明 等 (公 用)	0	0	0.00	0			0	0	0.00	0		
合 計	41,751	51,830	80.55	37,671	3,674	406	32,594	41,495	78.55	29,230	2,958	406

注 自動交付機：平成7年10月1日稼働・神代出張所：平成21年4月1日交付開始・電話予約：平成22年7月1日受付開始
市民プラザ「あくろす」・深大寺地域福祉センターでの交付開始：平成23年6月1日受付開始

(2) 資産税課

区 分	総 件 数						本 庁					
	平成30年度	平成29年度	前年対比 (%)	平成30年度件数内訳			平成30年度	平成29年度	前年対比 (%)	平成30年度件数内訳		
				窓 口	自 動 交付機	電 話 予 約				窓 口	自 動 交付機	電 話 予 約
評 価 証 明 書	7,407	7,694	96.27	7,387	20		7,393	7,691	96.13	7,387	6	
公 課 証 明 書	4,400	4,035	109.05	4,399	1		4,400	4,034	109.07	4,399	1	
物 件 証 明 書	27	10	270.00	25	2		26	10	260.00	25	1	
専 用 住 宅 証 明 書	1,574	1,157	136.04	1,574			1,574	1,157	136.04	1,574		
そ の 他 証 明 ・ 閲 覧	1,088	1,110	98.02	1,088			1,088	1,110	98.02	1,088		
(有 料 証 明 書 小 計)	14,496	14,006	103.50	14,473	23		14,481	14,002	103.42	14,473	8	
登 記 用 証 明	6,488	6,133	105.79	6,473	15		6,477	6,130	105.66	6,473	4	
閲 覧 (公 用)	104	197	52.79	104			104	197	52.79	104		
合 計	21,088	20,336	103.70	21,050	38		21,062	20,329	103.61	21,050	12	

注 自動交付機：平成8年10月1日稼働

(3) 納税課

区 分	総 件 数						本 庁					
	平成30年度	平成29年度	前年対比 (%)	平成30年度件数内訳			平成30年度	平成29年度	前年対比 (%)	平成30年度件数内訳		
				窓 口	自 動 交付機	電 話 予 約				窓 口	自 動 交付機	電 話 予 約
個人市都民税納税証明	2,076	1,927	107.73	1,791	274	11	1,797	1,721	104.42	1,557	229	11
法人市民税納税証明	805	670	120.15	805			795	665	119.55	795		
固定資産税納税証明	711	779	91.27	682	29	0	669	723	92.53	644	25	0
軽自動車税納税証明	38	43	88.37	38		0	38	42	90.48	38		0
酒類製造販売用納税証明	13	32	40.63	13			13	32	40.63	13		
融 資	447	315	141.90	447			446	315	141.59	446		
そ の 他	25	13	192.31	25			25	13	192.31	25		
(有 料 証 明 書 小 計)	4,115	3,779	108.89	3,801	303	11	3,783	3,511	107.75	3,518	254	11
軽自動車税(車検用)	1,089	1,072	101.59	1,063	23	3	918	909	100.99	896	19	3
合 計	5,204	4,851	107.28	4,864	326	14	4,701	4,420	106.36	4,414	273	14

注 自動交付機：平成8年10月1日稼働・神代出張所：平成21年4月1日交付開始・電話予約：平成22年7月1日受付開始
市民プラザ「あくろす」・深大寺地域福祉センターでの交付開始：平成23年6月1日受付開始
酒類製造販売用納税証明は平成19年度から発行
融資のための納税証明は平成24年度から受付開始

(単位：件)

神代出張所					あくるす			深大寺地域福祉センター		
平成30年度	平成29年度	前年対比 (%)	平成30年度件数内訳		平成30年度 (窓口)	平成29年度 (窓口)	前年対比 (%)	平成30年度 (窓口)	平成29年度 (窓口)	前年対比 (%)
			窓口	自動 交付機						
2,235	2,643	84.56	1,891	344	1,092	1,333	81.92	479	529	90.55
2,258	2,487	90.79	1,985	273	1,602	1,656	96.74	500	566	88.34
630	737	85.48	531	99	224	242	92.56	137	142	96.48
0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00
5,123	5,867	87.32	4,407	716	2,918	3,231	90.31	1,116	1,237	90.22
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
5,123	5,867	87.32	4,407	716	2,918	3,231	90.31	1,116	1,237	90.22

神代出張所				
平成30年度	平成29年度	前年対比 (%)	平成30年度件数内訳	
			窓口	自動 交付機
14	3	466.67	/	14
0	1	0.00	/	0
1	0	0.00	/	1
/	/	/	/	/
15	4	375.00	/	15
11	3	366.67	/	11
/	/	/	/	/
26	7	371.43	/	26

神代出張所					あくるす			深大寺地域福祉センター		
平成30年度	平成29年度	前年対比 (%)	平成30年度件数内訳		平成30年度 (窓口)	平成29年度 (窓口)	前年対比 (%)	平成30年度 (窓口)	平成29年度 (窓口)	前年対比 (%)
			窓口	自動 交付機						
193	143	134.97	148	45	67	49	136.73	19	14	135.71
8	2	400.00	8	/	0	1	0.00	2	2	100.00
33	50	66.00	29	4	7	6	116.67	2	0	0.00
0	1	0.00	0	/	0	0	0.00	0	0	0.00
0	0	0.00	0	/	/	/	/	/	/	/
1	0	0.00	1	/	/	/	/	/	/	/
0	0	0.00	0	/	/	/	/	/	/	/
235	196	119.90	186	49	74	56	132.14	23	16	143.75
136	119	114.29	132	4	13	10	130.00	22	34	64.71
371	315	117.78	318	53	87	66	131.82	45	50	90.00

16 税制改正の流れ

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
平成 24 年度		<p>個人住民税 <u>扶養控除の改正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・16歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33万円）を廃止する。 ・16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止，33万円とする。 ・19歳以上23歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除（45万円）及び23歳以上70歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33万円）は現行どおり。 <p>平成22年度税制改正の内容です。</p> <p><u>同居特別障害者加算の改組</u> 扶養控除の改正に伴い，扶養控除または配偶者控除の額に23万円加算する措置に代えて，加算額を特別障害者控除に加算する。 平成22年度税制改正の内容です。</p> <p><u>寄附金税制の拡充</u> 寄附金税額控除の適用対象に，認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人への寄附金のうち，都道府県又は市区町村が条例で定めるものを追加するとともに，寄附金税額控除の適用下限額を2千円（現行5千円）に引き下げる。 平成23年度税制改正の内容です。</p> <p><u>諸控除の見直し（平成26年度以降）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得控除額の上限を，給与収入が1,500万円超の場合に245万円とする。 ・特定支出控除の範囲を拡大し，適用判定額を給与収入が1,500万円以下は給与所得控除の2分の1とし，1,500万円超は125万円とする。それぞれ定める金額を超える場合に，超える部分の金額を給与所得控除額に加算する。 <p><u>役員退職手当等に係る退職所得の見直し（平成25年1月以降）</u> 役員等として勤続年数が5年以内の者が支払を受ける役員退職手当等に係る退職所得の課税について，退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置を廃止する。</p>		<p>固定資産税・都市計画税 <u>負担調整措置</u> 負担調整措置は，原則として，現行の仕組みを3年延長。また，住宅用地特例（特例割合6分の1等）も現行を継続。ただし，住宅用地に係る据置特例を経過的な措置を講じた上で平成26年度に廃止。</p> <p><u>新築住宅に係る減額措置の適用期限の延長</u> ・最初の3年度分（中高層大家住宅は5年度分）固定資産税額から2分の1減額措置の適用期限2年延長。</p> <p><u>地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の導入</u> ・国が一律に定めていた特例措置の軽減割合を市町村が自主的に判断し，条例で決定できる仕組みである。「わがまち特例」を導入。</p>	

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
平成 24 年度 (続き)		<p><u>給与支払報告書等の電子的提出の義務化(平成26年1月以降提出分から)</u> 給与または公的年金等に係る所得税の源泉徴収票の提出について、提出枚数が一定基準以上であることにより、電子的提出の義務を課された場合は、個人住民税の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の提出についても、電子的提出を義務付ける。</p> <p><u>公的年金等に係る扶養親族等申告書の変更(平成26年1月以降)</u> 公的年金等に係る扶養親族等申告書に寡婦(寡夫)控除に関する事項が追加されることに伴い、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の個人住民税の申告書の提出が不要になる。</p> <p><u>個人住民税の均等割の標準税率の引き上げ(平成26年度から平成35年度まで)</u> 個人の都民税均等割を1,000円から1,500円に、市民税均等割を3,000円から3,500円にする。 東日本大震災からの復興を図ることを目的とした地方公共団体が実施する防災施策に要する費用の財源確保</p>			
平成 25 年度		<p>個人住民税 <u>○ふるさと寄附金制度の見直し(平成26年度から令和20年度まで)</u> 寄附金税額控除の特別控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に復興特別所得税率(2.1%)を乗じて得た率を加算する。 <u>○住宅ローン控除の延長と拡充(平成27年度から適用)</u> (1)住宅ローン控除の対象期間の延長 平成26年1月1日 ～平成29年12月31日 (2)居住開始年による控除限度額の拡充 平成26年1月～3月の居住開始は、所得税の課税総所得金額等の5%(97,500円)とし、平成26年4月～平成29年12月の居住開始は、所得税の課税総所得金額等の7%(136,500円)とする。</p>	<p>市たばこ税 ○都たばこ税と市たばこ税の税率の変更 25年4月1日から税率変更 市たばこ税 1級品 【改正前】 4,618円 【改正後】 5,262円 旧3級品 【改正前】 2,190円 【改正後】 2,495円</p>		

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
平成 25 年度 (続き)		<p>○<u>公的年金からの特別徴収制度の見直し（平成28年10月以降に実施する特別徴収から適用）</u></p> <p>(1) 仮特別徴収税額を，年金所得者に係る前年度分の住民税のうち前々年中の公的年金等に係る所得割額及び均等割額の合算額の2分の1に相当する額にする。</p> <p>(2) 特別徴収対象年金所得者が，市町村の区域外に転出した場合の取り扱いを見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1月1日～3月31日の転出は，仮特別徴収税額を徴収し，本徴収は行わず，普通徴収に切り替える。 ・ 4月1日～12月31日の転出は，本徴収税額を徴収し，仮特別徴収をしない旨を通知する。 <p>(3) 特別徴収税額の変更があった場合に，継続に関する取り扱いを別途政令で定める。</p> <p>○<u>公社債等に係る課税の見直し（平成29年度以降）</u></p> <p>(1) 特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税と一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組する。</p> <p>(2) 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に，特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え，これらの所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算を可能とする。</p> <p>(3) 前年前3年以内の各年に生じた特定公社債等の譲渡損失の金額は，特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等からの繰越控除を可能とする。</p> <p>特定公社債等の利子等や，特定及び一般公社債等の譲渡所得等については，住民税5%の申告分離課税の対象となる。ただし，一般公社債等の利子等については，住民税5%の源泉分離課税を維持する。</p>			

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
平成 26 年度		<p>個人住民税 ○土地の譲渡に係る税制 (1) 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限(平成25年12月31日)を、平成29年3月31日まで延長する。 (2) 優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、その適用期限(平成26年度)を、3年延長する。 (3) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限(平成25年12月31日)を、2年延長する。 (4) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限(平成25年12月31日)を、2年延長する。</p> <p>○寄附金税額控除の見直し(平成28年度以降) 平成27年分以降、所得税の最高税率が引き上げられることに伴い、寄附金税額控除の特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を、課税所得4,000万円超の場合は、100分の45とする。</p> <p>○給与所得控除の見直し(平成29年度及び平成30年度以降) (1) 平成28年分の給与収入が1,200万円超は、給与所得控除の上限を230万円とする。 (2) 平成29年分以後の給与収入が1,000万円超は、給与所得控除の上限を220万円とする。</p> <p>○その他 譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除が適用できない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を加える。 平成26年4月1日以後の資産の譲渡に適用。</p>		<p>固定資産税・都市計画税 宅地及び農地の負担調整措置 ・平成29年度まで3年間の延長 空き家の除却等を促進するための措置 ・空家等対策の促進に関する特別措置法の規定による必要な措置の勧告の対象となった特定空家等に係る土地について住宅用地特例の対象から除外</p> <p>固定資産税 地域決定型地方税制特例措置(通称：わがまち特例)の対象としてサービス付き高齢者向け賃貸住宅に導入 ・新たにわがまち特例の対象とするとともに、特例措置の適用期限を2年間延長</p>	<p>法人市民税 ○法人市民税の改正 (1) 法人市民税の税率引下げ(平成26年10月1日以降に開始する事業年度) (2) 国際課税の見直し(平成28年4月1日以降)</p> <p>軽自動車税 (1) 軽自動車税の税率の見直し(税負担水準の適正化を図るため税率改正)(平成28年4月1日以降) (2) 車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度分以後の年度分の4輪自動車等の税率に対し課税の見直し(平成28年4月1日以降)</p>

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
平成 27 年度		<p>個人住民税 ○寄附金税額控除の見直し（平成28年度以降） (1) ふるさと寄附金に係る特例控除額を，市・都民税の調整控除適用後の所得割額の1割から2割に上限を拡充する。 (2) ふるさと納税ワンストップ特例の創設 確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合，確定申告をせずワンストップで寄附金税額控除を受けられる特例である。寄附金を受領した自治体が直接寄附者の居住自治体へ控除に必要な事項を通知し，通知を受けた自治体は，それに基づき寄附者に対し税額控除の適用を行う。 この特例が適用される場合は，現行制度における自治体に対する寄附に係る所得税及び個人住民税の寄附金控除額の合計額の5分の2を都民税から，5分の3を市民税から控除する。（平成27年4月1日以後の寄附について適用） 寄附者が確定申告や住民税申告を行った場合，または5団体を超える自治体に対し寄附を行った場合は，この特例は適用されない。</p> <p>○住宅ローン控除の適用期限の延長 消費税率10%への引上げ時期の変更に伴い，住宅ローン控除の適用期限（平成29年12月31日）を，令和元年6月30日まで延長する。</p> <p>○日本国外に居住する親族に係る扶養親族等の書類の添付等義務化（平成29年度以降） 日本国外に居住する親族に係る扶養親族等について，親族関係書類及び送金関係書類を添付し，または申告の際に提示する必要がある。ただし，給与所得者または公的年金等受給者で，親族関係書類及び送金関係書類を扶養親族申告書に添付し，または提示した場合を除く。</p>	<p>市たばこ税 ○[旧3級品]の税率変更 平成28年4月1日から平成31年4月1日までに4段階で税率引上げ。 市たばこ税 H28.4.1.～ 【改正前】 2,495円 【改正後】 2,925円 H29.4.1.～ 【改正後】 3,355円 H30.4.1.～ 【改正後】 4,000円 H31.4.1.～ 【改正後】 5,262円 旧3級品（エコー，わかば，しんせい，ゴールデンバット，バイオレット及びうるまの6銘柄） 手持品課税 上記の改正に合わせ，税率引き上げが行われる4月1日以前において，販売のため旧3級品を所持する小売販売業者等に対し，税率の引き上げ相当分を課税。</p>	<p>固定資産税・都市計画税 <u>宅地及び農地の負担調整措置</u> ・平成29年度まで3年間の延長 <u>空き家の除却等を促進するための措置</u> ・空家等対策の促進に関する特別措置法の規定による必要な措置の勧告の対象となった特定空き家等に係る土地について住宅用地特例の対象から除外 固定資産税 <u>地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の対象としてサービス付き高齢者向け賃貸住宅に導入</u> ・新たにわがまち特例の対象とするとともに，特例措置の適用期限を2年間延長</p>	<p>法人市民税 ○法人市民税の改正 (1) 法人市民税均等割の判定基準変更（平成27年4月1日以後に開始する事業年度）法人事業税均等割の「資本金等」の基準変更に伴い市民税においても変更。 軽自動車税 グリーン化特例を導入 平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について，平成28年度に限り，燃費性能に応じて税率を軽減する。</p>

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
平成 28 年度		<p>個人住民税 ○スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設（平成30年度以降） 健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その対価の額（保険金や損害賠償金などで補填される部分の金額は除く）の合計が1万2千円を超えるとき、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には8万8千円）を、その年分の総所得金額等から控除する。 本特例の適用を受ける場合には医療費控除の適用を受けることはできない。</p> <p>○空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設（平成29年度以降） 相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）又は除却後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は除却後の土地の譲渡益から3,000万円を控除することができる特別控除を創設する。（平成28年4月1日から令和元年12月31日までの間の譲渡に適用）</p>		<p>固定資産税 新築住宅に係る減額措置の適用期限を2年延長 長期優良住宅に係る減額措置の適用期限の2年延長 耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年3月延長 バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年延長 (1) 対象となる住宅について、平成19年1月1日に存していた住宅から新築された日から10年以上を経過した住宅とする (2) 床面積要件（改修後の住宅の床面積が50㎡以上）を追加 (3) 工事費要件について、50万円超（地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く）から50万円超（国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く）とする</p>	<p>法人市民税 法人市民税の税率引下げ（令和元年10月1日以降に開始する事業年度）</p> <p>軽自動車税 (1) グリーン化特例の延長 平成28年度に新規取得した軽四輪等について、平成29年度分の軽自動車税を軽減 (2) 環境性能割の導入 令和元年10月1日の消費税率引き上げ時において、自動車取得税を廃止して環境性能割を創設するとともに現行の軽自動車税を種別割とする。</p>

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
平成 28 年度 (続き)				<p>省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について次のおり見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長</p> <p>(1)床面積要件（改修後の住宅の床面積が50㎡以上）を追加</p> <p>(2)工事費要件について、50万円超から50万円超（国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く）とする</p> <p>地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の対象として再生可能エネルギー発電設備に導入・新たにわがまち特例の対象とするとともに、特例措置の適用期限を2年間延長</p>	
平成 29 年度		<p>個人住民税</p> <p>○配偶者控除の見直し（令和元年度以降）</p> <p>合計所得金額900万円超の納税義務者に適用する配偶者控除の額を、当該合計所得金額に応じて逡減させる（1,000万円超で適用無し）。</p>		<p>保育の受け皿整備の促進のため、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置を創設。（固定資産税，都市計画税，事業所税） ・家庭的保育事業，居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（定員5人以下）に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入。（固定資産税，都市計画税，不動産取得税） 	

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
平成 29 年度 (続き)		<p>○配偶者特別控除の見直し（令和元年度以降） 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を76万円未満から123万円以下に引き上げる。また、合計所得金額900万円超の納税義務者に適用する配偶者特別控除の額を、当該合計所得金額に応じて逡減させる（1,000万円超で適用無し）。</p>		<p>緑地管理機構が設置・管理する一定の市民公開緑地（仮称）の用に供する土地に係る課税標準の特例措置を創設。（固定資産税，都市計画税） JR二島会社（JR北海道，四国）の事業用固定資産に係る課税標準の特例措置（いわゆる二島特例）並びにJR二島会社及びJR貨物が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置（いわゆる承継特例）を5年延長。（固定資産税，都市計画税） 被災住宅用地に係る特例措置について、被災市街地復興推進地域においては被災住宅用地を住宅用地とみなす期間を2年度分から4年度分に拡充。（固定資産税，都市計画税） 居住用超高層建築物に係る課税の見直し（原則平成29年4月1日施行） ・居住用超高層建築物（いわゆる「タワーマンション」）に係る固定資産税及び不動産取得税について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる按分割合を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するよう見直し。 耐震改修を行った既存住宅が長期優良住宅に該当した場合の税額の減額措置を2分の1から3分の2に拡充（固定資産税） 省エネ改修を行った既存住宅が認定長期優良住宅に該当した場合の税額の減額措置を2分の1から3分の2に拡充。（固定資産税）</p>	

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
平成 30 年度		<p>○給与所得控除の見直し（令和3年度以降）</p> <p>(1)給与所得控除額を一律10万円引き下げる。</p> <p>(2)給与収入額が850万円を超える場合の給与所得控除額を195万円に引き下げる。</p> <p>○公的年金等控除の見直し（令和3年度以降）</p> <p>(1)定額控除額を一律10万円引き下げる。</p> <p>(2)公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の定額控除額については、195万5千円の上限が設けられ、定率控除額は適用されない。</p> <p>(3)公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合の控除額を上記(1)及び(2)の見直し後の控除額から、さらに一律10万円引き下げる。</p> <p>(4)公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える場合の控除額を上記(1)及び(2)の見直し後の控除額から、さらに一律20万円引き下げる。</p> <p>給与所得等の金額及び公的年金等に係る雑所得を有する納税義務者又は特別障害者等については、別途所得金額調整控除を新設</p> <p>○基礎控除の見直し（令和3年度以降）</p> <p>(1)基礎控除額を一律10万円引き上げる。</p> <p>(2)合計所得金額2,400万円超の個人に適用する基礎控除額を、当該合計所得金額に応じて逡減させる（2,500万円超で適用無し。併せて調整控除も適用無し）。</p> <p>配偶者控除の見直し（令和3年度以降）</p> <p>同一生計配偶者の合計所得金額要件を48万円以下（改正前：38万円以下）に引き上げる。</p>	<p>市たばこ税</p> <p>○たばこ税率の引き上げ</p> <p>平成30年10月1日から令和3年10月1日までに3段階で税率引き上げ。（旧3級品（エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びうるまの6銘柄）は除く。）</p> <p>市たばこ税（1,000本当たり）</p> <p>現行 5,262円 H30.10.1～ 5,692円 R2.10.1～ 6,122円 R3.10.1～ 6,552円</p> <p>手持品課税</p> <p>上記の改正に合わせ、税率引き上げが行われる各10月1日前において、販売のため2万本以上の製造たばこを所持する小売販売業者等に対し、税率の引き上げ相当分を課税。</p> <p>平成31年4月に予定されていた旧3級品の税率引き上げ（1,000本当たり4,000円5,692円）の時期を令和元年10月に延期</p>	<p>固定資産税</p> <p>新築住宅に係る減額措置の適用期限を2年延長</p> <p>長期優良住宅に係る減額措置の適用期限の2年延長</p> <p>耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長</p> <p>バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、床面積要件の上限を280㎡としたうえ、その適用期限を2年延長</p> <p>省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の軽減措置について、床面積の上限を280㎡とした上、その適用期限を2年間延長</p> <p>都市計画税</p> <p>都市計画税の特例税率について、平成30年度以降3か年の都市計画事業に要する対象事業費及び所要一般財源額の見込みを踏まえ、平成30年度から令和2年度までの特例税率を0.24パーセントに変更</p>	

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
平成 30 年度 (続き)		<p><u>配偶者特別控除の見直し（令和3年度以降）</u> 対象となる配偶者の合計所得金額要件を48万円超133万円以下（改正前：38万円超123万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額区分を、それぞれ10万円引き上げる。</p> <p><u>扶養控除の見直し（令和3年度以降）</u> 扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下（改正前：38万円以下）に引き上げる。</p> <p><u>非課税限度額の見直し（令和3年度以降）</u> 非課税限度額の基準を従来の基準に10万円加算した額に引き上げる。</p> <p><u>障害者、未成年者、寡婦（夫）に係る非課税の見直し（令和3年度以降）</u> 非課税となる合計所得金額要件を135万円以下（改正前：125万円以下）に引き上げる。</p>	<p>加熱式たばこの課税方式見直し 税法上「パイプたばこ」に分類され、使用する葉タバコ1グラムにつき紙巻きたばこ1本としていた税率を、新たな課税区分として「加熱式たばこ」を設けたうえで、重量と価格をもつて紙巻きたばこにする方式とし、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行</p>		

年度	主な勧告、 答申等	主 な 税 制 改 正			
		所得課税	消費課税	資産課税	譲与税、 その他
令和 元 年度		<p>住宅ローン控除の拡充（令和2年度以降） 個人が、住宅の取得等（消費税等の税率が10%である場合の取得等に限る。）をして令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合について、住宅ローン控除の適用期間を10年から13年に拡充する。</p> <p>ふるさと納税制度の見直し（令和元年6月1日以後に支出された寄附金について適用） 基準に適合する都道府県等のみをふるさと納税（特例控除）の対象として総務大臣が指定する。</p> <p>子どもの貧困に対応するための非課税措置（令和3年度以降） 子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。</p>		<p>固定資産税・都市計画税 所有者不明土地等における地域福利増進事業に係る特別措置（課税標準を最初の5年間価格の2/3とする措置（令和3年3月31日まで講ずる） 企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置を2年間延長</p>	<p>軽自動車税 環境性能割の臨時的低減 令和元年10月1日から令和2年9月30日まで の間に取得した自家用乗車について、環境性能割の税率を1%低減する。</p> <p>グリーン化特例の見直し 平成30年度の措置を2年延長するとともに、令和3年及び令和4年度に取得した自家用乗車に係るグリーン化特例の対象を電気自動車等に限定する。</p>